

# アリーナ関連施設 団体利用について

## ■アリーナ関連施設団体予約について

- ・アリーナ関連施設を予約するには、事前に団体登録が必要です。個人利用は、施設予約できません。

### (1)アリーナ関連施設の団体登録

- ・**団体利用登録申請書**に**団体登録会員名簿**を添えて、受付で団体登録の申請を行ってください。
- ・団体は、10名以上で構成されている団体で、かつ代表者が20歳以上である団体です。市内団体として登録する場合は、構成員の半数以上が市内該当者(市内に在住、在学、在勤する者)としての資格を証明できるもの(免許証・健康保険証・学生証等・在勤証明書等で住所及び氏名が記載されているもの。)を提示ください。
- ・申請後、**いばらき公共施設予約システム利用者内容確認書**を交付します。
- ・団体登録に当たっての注意事項は、次のとおりです。
  - ① 代表者が複数団体の代表を兼任することは、原則できません。
  - ② 同一団体による複数登録や団体を分割して複数の団体としての登録はできません。
  - ③ 団体登録の内容に変更が生じたときは、受付に届出をしてください。
  - ④ 団体登録の有効期間は、前項に規定する旨の決定をした年度の翌年度から3年間です。
  - ⑤ 登録種目以外の利用をすることはできません。

### (2)アリーナ関連施設の団体利用申請

- ・団体利用するときは、**団体利用申請書**により受付に申請してください。予約方法は、(6)を参照ください。
- ・電話、いばらき公共施設予約システムで予約した団体は、利用開始までに**団体利用申請書**を受付に提出ください。
- ・アリーナ関連施設の利用申請の期間は、引き続き5日を超えることはできません。
- ・アリーナ関連施設は、利用日当日の団体予約はできません。

### (3)アリーナ関連施設の団体利用許可

- ・団体からの申請があったときは、利用料金を徴した上で、**団体利用許可書**を交付します。
- ・団体利用の施設利用料金は、団体を構成する市内該当者が半数以下のときは、5割増の額となります。
- ・団体利用の許可は、原則として申込の順序によります。

### (4)アリーナ関連施設の付属設備利用申請

- ・団体利用で付属設備を利用する場合は、予め**付属設備利用申請書**で申請し、利用料金を支払いください。

### (5)アリーナ関連施設の事前協議書申請

- ・団体利用で大会又は100名を超える利用、若しくは参加費等を徴収する利用の場合は、利用日1ヶ月前まで大会要項等の詳細が分かるものを持参の上、事前協議書を提出して許可を得てください。
- ・利用者が特別の設備を使用するまたは変更を加えようとするときは、事前協議の上、許可をとってください。

### (6)アリーナ関連施設の予約方法

#### 【窓口及び電話で予約する場合】

対象施設	メインアリーナ、メインアリーナ控室、メインアリーナ応接室、サブアリーナ、大会議室、中会議室、小会議室、和室、多目的ルーム
窓口	【市内団体】利用日の4か月前の1日の午前9時から利用日前日まで 【市外団体】利用日の3か月前の1日の午前9時から利用日前日まで
電話	【市内団体】利用日の4か月前の1日の電話予約時間から利用日前日まで 【市外団体】利用日の3か月前の1日の電話予約時間から利用日前日まで

※1日が休館日に当たるときは、当該日の翌日の休館日でない日となります。

※電話予約時間は、13時から20時までとなります。休館日は、受付不可です。

## 【いばらき公共施設予約システムで予約する場合】

対象施設	メインアリーナ、サブアリーナ、大会議室、中会議室、小会議室、和室
いばらき公共施設 予約システム	【市内団体】利用日の4か月前の3日から利用日前日まで 【市外団体】利用日の3か月前の1日から利用日前日まで

### ■団体利用料金の支払及び予約の取消しについて

- ・利用料金は、利用日当日までに支払をしてください。
- ・予約の取消しは、**団体利用取消申請書**を受付に提出してください。速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、**団体利用取消許可書**を交付します。
- ・予約の取消しが利用日の1ヶ月以内の場合は利用料金が発生します。速やかに受付で支払いください。
- ・利用料金を支払後の利用日1ヶ月前までの予約の取消しは、前項の申請後、**団体利用許可書**を持参の上、**団体利用還付申請書**を提出してください。速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、還付金は、1週間以内に返金します。

### ■団体利用料金未納のペナルティについて

- ・団体利用の利用日まで予約の取消しの申請がなく、利用料金の支払の無い団体は、利用の制限を設ける場合がございます。

### ■利用料金の減免及び免除について

- ・施設利用料金の減免又は免除は、別で定める規則により行うことができます。
- ・施設利用料金及び付属設備料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ**団体利用料金減免申請書**を提出が必要になります。但し、個人利用により施設利用料金の免除を受けようとする場合は、規則に該当する方の証明するものを提示することで利用いただけます。
- ・申請があったときは、速やかに利用料金の減額又は免除の可否を決定し、**団体利用料金減免書**により申請者に通知致します。

### ■団体利用方法について

- ・事前に施設予約を行った団体は、面を占有して利用がいただけます。
- ・利用開始10分前に**団体利用許可書**を受付に提示してご入場ください（利用開始が9：00からの場合は8:55分からの入場となります）。なお、利用許可時間になってから利用施設へ入室してください。
- ・利用時間内に用意、片付け、清掃を行い、利用終了後は、団体利用チェックシートに必要事項を記入して受付に提出してください。

### ＜団体利用の注意事項＞

- ・電話及び公共施設予約システムで申込みされた方は受付で本申請を行ってください。
- ・団体利用許可時間は、準備、片づけを含んだ時間となります。利用許可時間前後の入場は遠慮ください。
- ・施設等を利用する権利を第三者に譲渡や転貸することはできません。
- ・貸出備品、用具および持込用具等は、貸し切っているスペースのみでご利用ください。
- ・音響機器を利用する場合は、全面予約をしてください。
- ・利用終了後に壁面損傷等の立会い点検をさせていただく場合がございます。
- ・許可された施設によっては、使用できない用具等がございます。詳しくは、施設予約時にご確認ください。
- ・団体の代表は20歳以上の方となります。子供たちだけの利用にならないようご注意ください。

かみす防災アリーナ

＜2019年6月から適応＞